

# ハヤヨミ！ 看護政策 No.322

都道府県看護協会長 様  
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部  
2021年3月12日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 経過措置の対応などを議論 — 中医協総会 —

公開可

### ◎経過措置の対応などを議論

中医協総会

3月10日に中医協総会が開催された。令和2年度診療報酬改定について、令和2年度分調査の施設調査票の結果が報告され、令和2年度診療報酬改定における経過措置期間等への対応について議論した。報告されたのは①一般病棟入院基本料②地域包括ケア病棟入院料及び回復期リハビリテーション病棟入院料③療養病棟入院基本料④障害者施設等入院基本料における評価の見直しの影響について。調査結果では、新型コロナウイルス感染症対応の有無での比較も行われたが、特段の差は見られなかった。そのため医療機関等の特性別について深掘りすることが必要との意見があり、今後入院医療分科会において検討することが示された。

また、令和3年3月31日までの経過措置が適応されている診療報酬については、令和3年9月30日まで延長することが提案され、承認された。年間実績が求められているものについては、令和3年4月以降実績の記録を求めるとともに、実績要件を満たせない医療機関については実績記録の届け出を求め、要件を満たせない理由や医療機関の種別等の分析を行い、中医協総会において令和3年度後半の措置について検討することが提案され、こちらも承認された。この提案について、医療者側委員からは、医療機関の経営悪化の現状や、経過措置を終了することにより地域の医療提供体制が破綻する可能性があることなどから賛成の意見が述べられたが、保険者側からは、令和4年度の診療報酬改定を視野に入れ議論する必要性や、延長は今回限りとするべき等の意見が出された。(執筆：吉川常任理事)

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>